（証券コード:3113）
平成25年３月22日

株　主　各　位

東京都港区赤坂八丁目10番24号
Ｏａｋキャピタル株式会社
代表取締役 竹　井　博　康

臨時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年４月５日（金曜日）午後５時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　時　平成25年４月８日（月曜日）午後２時

２．場　所　東京都港区北青山三丁目６番８号
青山ダイヤモンドホール１階
ダイヤモンドルーム
（株主総会の開催場所は、前回の第151期定時株主総会と異なっております。ご来場の際は、末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照いただきお間違えのないようご注意願います。）

３．目的事項

決議事項

議　　案　当社と株式会社ナノ・メディアとの株式交換契約承認の件

以　上

○　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
○　株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.oakcapital.jp）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議　案　当社と株式会社ナノ・メディアとの株式交換契約承認の件

当社と株式会社ナノ・メディア（以下「ナノ・メディア」といいます。）は、平成25年２月８日に開催したそれぞれの取締役会において、平成25年５月13日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、ナノ・メディアを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付けで、両社の間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。本株式交換契約は、本日開催の当社及びナノ・メディアのそれぞれの臨時株主総会におけるご承認をいただいた上で、平成25年５月13日に効力が発生する予定であります。

つきましては、本議案において、本株式交換契約について、ご承認をいただきたく存じます。

【議案の要旨】

１．投資の目的

（１）事業再生支援を目的とした投資の一環

ナノ・メディアは、モバイル端末向けのコンテンツ配信を行う「エンタテインメント事業」と企業向けのスマートフォンや携帯サイトの制作・運営を提供する「ソリューション事業」を柱としております。特に、エンタテインメント部門では、大手芸能プロダクションやテレビ局のファンクラブモバイルサイトのコンテンツ配信分野において実績を有しております。しかしながら、ここ数年売上げの減少が続いた状況にあり早期に事業の再構築が必要となっております。こうした状況下、当社によるナノ・メディアの企業及び事業精査を実施した結果、ナノ・メディアの事業であるエンタテインメント分野を中心としたモバイルコンテンツビジネスと当社の投資分野であるＩＴ関連投資においてナノ・メディアが持つクリエイティブなコンテンツ企画力が当社の推進する事業プロジェクト投資及び既存投資先に活かされると判断いたしました。また、ＩＴ関連の投資先企業を通して構築したネットワークとノウハウを活用することにより、ナノ・メディアの事業再生に効果的に寄与することができると考えております。

（２）当社の企業価値向上への寄与

当該投資はナノ・メディアのリノベーションを目的として行うＭ＆Ａ案件であり、ナノ・メディアを完全子会社化する対価として当社の新株式を充当するものであります。本株式交換の実施により、当社の株式が増加することとなりますが、当該投資を検討するにあたり、ナノ・メディアの純資産は25億円あり、１株当たりの純資産は減少いたし

ません。また、ナノ・メディアの事業再生は当社の将来の収益にも貢献し、中長期的な観点から既存株主様の株主価値の向上につながるものと判断しております。

２．株式交換による完全子会社化を採った理由

当社は、ナノ・メディアのリノベーションを実施するにあたり、完全子会社化することで、市場環境の変化に対応するための成長戦略に取り組み、経営判断・事業の諸施策を今まで以上に迅速に実施するために必要であると判断いたしました。また、上場廃止に伴う事業経費以外のコスト削減のメリットも考慮いたしました。ナノ・メディアにとって事業のリノベーションが課題であり、これを早期に実現するためには、株式交換による方法が他の方法と比較して、より確実に実現できると判断いたしました。

３．本株式交換に係る株式の割当比率及びその算定根拠等

（１）本株式交換に係る株式の割当ては、ナノ・メディアの株式１株に対して、当社株式282株を割当て交付いたします。これに伴い、当社は普通株式16,882,776株を新たに発行し、ナノ・メディアの株主に交付いたします。

（２）当社は、本株式交換に係る株式の割当比率の算定に際して、公正性を担保することを目的として、当社及びナノ・メディアからも独立した第三者算定機関である清和コンサルティング株式会社に株式交換比率の算定を依頼しました。同社は、市場株価法を採用して算定を行った結果、当社の１株当たりの株式価値を１とした場合の算定レンジは、239～265となりました。

（３）ナノ・メディアは、本株式交換に係る株式の割当比率の算定に際して、公正性を担保することを目的として、ナノ・メディア及び当社からも独立した第三者算定機関である株式会社ＢＥ１総合会計事務所に株式交換比率の算定を依頼しました。同社は、市場株価法及び類似会社比準法を採用して算定を行った結果、当社の１株当たりの株式価値を１とした場合の算定レンジは、市場株価法によれば239～255、類似会社比準法によれば277～302となりました。

（４）当社及びナノ・メディアは、それぞれの算定結果を参考に、それぞれの財務状況、業績動向、及びナノ・メディアの潜在成長性を総合的に勘案の上、両社間で協議を重ねた結果、本株式交換に係る株式の割当比率を1：282といたしました。この算定は、それぞれの株主の利益を損ねるものではないと判断し、合意いたしました。

４．今後の日程及び見通し

（１）本総会において本議案をご承認いただいた後、来る５月13日に本株式交換の効力が発生する予定であります。

（２）本株式交換の結果、効力発生日である平成25年５月13日をもって、ナノ・メディアは当社の完全子会社となることから、ナノ・メディアの株式は、東証マザーズの上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て平成25年５月８日に上場廃止となる予定であります。

（３）当社によるナノ・メディアの再生取り組みにつきましては、本総会でのご承認及びナノ・メディアにおいても株主総会で承認された後、直ちに取り組みを開始する予定としております。

（４）当社の業績に与える影響等につきましては、現時点では確定しておりません。今後、公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

※上記の囲み部分は、議案の要旨を記載したものです。議案の全文については、以下のとおりであります。

１．株式交換を行う理由

（１） ナノ・メディアとの取り組み

現在、当社の投資事業は事業再生投資、事業プロジェクト投資、ブランド投資、ＩＰＯ投資、上場株投資で構成されております。その中で、事業プロジェクト投資の一環として、投資先ＩＴ企業と共同して情報産業事業の構築に注力しております。特に普及が進むスマートフォンをはじめとするモバイル端末向けコンテンツビジネスの創出を重点テーマとしております。一方、ナノ・メディアについては、エンタテインメント分野を中心としたモバイルコンテンツビジネスを得意としており、変化の激しい市場への対応と同事業の強化を図っております。

このような状況下において、当社は、ナノ・メディアを完全子会社にすることで、相互の経営資源を迅速かつ効率的に活用できる体制を築くことで、それぞれの事業計画への取り組みを一段と加速させることが可能になると考え、ナノ・メディアに対して、株式交換による完全子会社化を提案いたしました。

ナノ・メディアは、このたび、当社より本株式交換の提案を受け、これを検討した結果、同社は企業再生支援及びＩＴ企業への投資に実績があり、当社の提案を受け入れることにより、ナノ・メディアにとって、現在の親会社であるウェルネット株式会社（以下「ウェルネット」といいます。）との間で行われている事業提携をさらに上回る、より緊密な協力関係とシナジーが見込めると判断いたしました。また、本株式交換により当社の完全子会社となることにより、当社の経営下で市場環境の変化に対応する成長戦略に取り組み、経営、事業両面の諸施策を今まで以上に迅速に推進できると判断いたしました。また、上場廃止に伴う

事業経費以外のコスト削減のメリットも考慮いたしました。

ナノ・メディアにとって事業のリノベーションが喫緊の課題であり、これを早期に実現するためには、株式交換による方法が他の方法と比較して、より確実かつ迅速な実現につながると判断いたしました。なお、ナノ・メディアの株主様に対して、完全親会社となる当社の株主となっていただくことにより、ナノ・メディアが目指す企業価値の向上を間接的に享受していただけることや、当社の株式は東京証券取引所の第二部に上場しており、ナノ・メディアの出来高等と比較して高い流動性が担保されていることなどのメリットがあると判断しております。

（２）当社による事業再生支援

当社は、投資事業に進出して以来、中堅企業を中心に、様々な手法で企業向け投資及び事業の成長支援を実施してまいりました。また、リーマンショック以降は、技術力・開発力など独自のノウハウを持ちながら、成長力への転化が課題となっている新興・中堅上場企業向けに成長戦略の支援を目的とする「中小型上場株投資」と企業の成長シナリオとなる新規事業の創出を組み合わせた「事業プロジェクト投資」など新たな投資手法を実施し、投資先の企業価値向上を目指してまいりました。

① 当社による事業再生支援を目的としたナノ・メディアの完全子会社化

当社は、情報産業やデジタル機器を活用した新規事業やＩＴ関連の投資先企業を通して構築したネットワークとノウハウを活用することにより、ナノ・メディアの事業再生に効果的に寄与することができると考えております。こうした計画のもと株式交換によってナノ・メディアを完全子会社化し、相互の経営資源を迅速かつ効果的に活用することにより、ナノ・メディアの事業の成長につなげていくことが可能になると判断いたしました。

② 投資市場の環境変化を捉えた取り組みの強化

当社の中核事業である投資事業は内外の経済環境に左右されやすいため、投資活動の縮小を余儀なくされる場合があります。また、株式市場の下落が営業投資有価証券の評価にも大きく影響を与えます。現在、景気回復への期待感から国内株式市場も活況を示すなど、投資環境は有利な状況になりましたが、当社はどのような投資環境でも常に変化を捉え、取り組みを強化し、多様な投資手法を手掛けてまいります。このたびの投資は、事業再生投資の一環としてナノ・メディアの経営に関与し、企業価値の向上を目指すものです。

③ 企業価値向上への寄与

本株式交換は、当社が投資会社としてナノ・メディアの事業のリノベーションを目的として行うＭ＆Ａ案件であり、その対価として自社の新株式を充当するものであります。

本株式交換の実施により、当社の株式は実施前と比べ増加することとなりますが、１株当たりの純資産は増加します。また、ナノ・メディアの完全子会社化によるＩＴ事業投資の強化は、当社の将来の収益にも貢献し、中長期的な観点から既存株主様の株主価値の向上につながるものと判断しております。

（３）ナノ・メディアの事業に貢献する効果とシナジーの創出

ナノ・メディアは、モバイル端末向けのコンテンツ配信を行う「エンタテインメント事業」と企業向けのスマートフォンや携帯サイトの制作・運営を提供する「ソリューション事業」を柱としております。特に、エンタテインメント部門では、大手芸能プロダクションやテレビ局のファンクラブモバイルサイトのコンテンツ配信分野において実績を有しております。しかしながら、ここ数年売上げの減少が続いた状況にあり早期に事業の再構築が必要なことから、当社が推進するＩＴ関連事業と協業し、シナジー（相乗効果）を図ってまいります。

① ＩＴを活用した事業プロジェクトとのシナジー

当社が開始した、スマートフォンから手紙が郵送できるデジタル郵便事業（サービス名を「デジタルポスト」といいます。）では、ＩＴ企業の株式会社フライトシステムコンサルティング（東証 M3753）、株式会社ソフトフロント（JQ 2321）及びオンデマンド印刷の東京リスマチック株式会社（JQ 7861）並びに株式会社日立システムズ、富士フイルム株式会社が参加する事業プロジェクトを展開しており、ナノ・メディアのエンタテインメント事業でデジタル郵便のインフラを活用することで、サービスの付加価値をより高める効果があると考えております。

また、当社が昨年の12月に出資及び経営参画した軽井沢エフエム放送株式会社が開始を予定しているインターネットＦＭ放送をナノ・メディアが活用することにより、エンタテインメント事業及びソリューション事業において営業面での効果が期待できます。ナノ・メディアにとっては、当社の既存投資先と連携し、共同事業に関わることで、シナジーのある幅広い展開が図れると考えております。

② マルチデバイス対応の課題解決への貢献

ナノ・メディアにおいては、スマートフォンやタブレット型ＰＣの普及が加速度的に進む流れを受け、従来のフィーチャーフォンへの対応を主力としたサービスから、スマートフォンをはじめとするマルチデバイスに対応したサービスへと事業領域を早期に転換することが課題となっております。

エンタテインメント事業においては、多様なデバイスに対応したデジタルコンテンツの開発・販売に加え、電子チケット販売や物販等に対応できるプラットフォームの構築による収益モデルの多様化を目指しております。また、ソリューション事業においても、スマートフォンの普及による市場の拡大が見込まれることから、法人向けのモバイルプロモーションの企画・制作・運用や、ＥＣ事業者向けモバイルＥＣサイトの構築・運用等に関する新規案件の受注拡大を図っております。

当社は、モバイルコンテンツ技術に強いＩＴ関連の既存投資先会社や事業提携先の技術力やネットワークを活用することにより、ナノ・メディアのこれらの課題を解決し、早期の再建に寄与することができると考えております。

（４）完全子会社となるナノ・メディアの当社への寄与

①ナノ・メディアのコンテンツ企画力が寄与する効果

当社は新興市場に上場する企業等とともにデジタル郵便事業を運営し、また、インターネットＦＭ放送事業に着手しました。成長市場のスマートフォンの新たな機能として、これらの事業が提供するサービスの普及と拡大を図っております。今後、ＩＴ企業向けに新たな事業プロジェクトの創出を行う上で、ナノ・メディアが持つクリエイティブなコンテンツ企画力が新規事業及び投資先ＩＴ企業に活かされると考えております。

② 投資先及び新規事業とのシナジー

また、当社は、ナノ・メディアを自社のグループに加えることにより、ＩＴの活用を核とする新たなサービスの創出と事業化をさらに推進することが可能となり、既存投資先への新たな事業機会の提供や生み出される新規事業とのシナジーを視野に入れた将来の投資案件の発掘など、投資事業の選択肢が広がるものと期待しております。

２．株式交換契約の内容

本株式交換契約の内容は、以下のとおりです。

株式交換契約書（写）

Ｏａｋキャピタル株式会社（以下「甲」という。）と株式会社ナノ・メディア（以下「乙」という。）は、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（株式交換）

甲及び乙は、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式（ただし、甲の所有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第２条（甲及び乙の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

（１）甲：［商号］Ｏａｋキャピタル株式会社
　　［住所］東京都港区赤坂八丁目10番24号

（２）乙：［商号］株式会社ナノ・メディア
　　［住所］東京都港区南青山一丁目１番１号

第３条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

１．甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主（ただし、甲を除く。以下同じ。）に対し、その所有する乙の普通株式1株につき甲の普通株式282株の割合をもって、甲の普通株式を割当て交付する。

２．甲は、本株式交換に際して、割り当てる普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条の規定に従い処理する。

第４条（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、次のとおりとする。ただし、効力発生日における乙の資産及び負債等の状況により、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

（１）資本金　　０円

（２）資本準備金　会社計算規則第39条に定める株主資本等変動額

（３）利益準備金　０円

第５条（前提条件）

本株式交換の効力発生は、効力発生日の前日までに以下の各号に規定する前提条件が全て充足されていることを条件とする。ただし、甲又は乙は、（１）号の条件を除き、任意の裁量により、かかる前提条件を放棄することで、本株式交換の効力を発生させることができる。

（１）甲又は乙が、本株式交換を行うために、法令上とらなければならない手続（第９条に定める株主総会における承認決議、許認可の取得等を含むが、これらに限られない。）であってその欠缺が本株式交換の目的の達成に重大な悪影響を及ぼすものが完了し又は履践されていること。

（２）本株式交換に伴い必要とされるその他の甲又は乙の行為（甲及び乙が当事者である契約上必要となる承諾若しくは同意の取得、通知その他の行為を含むが、これらに限られない。）であってその欠缺が本株式交換の目的の達成に重大な悪影響を及ぼすものが完了し又は履践されていること。

第６条（表明及び保証）

１．甲は本契約締結日及び効力発生日の前日において乙に対し以下のとおり表明保証する。

（１）甲が、本契約締結日前２年以降効力発生日までに提出した、有価証券届出書（もしあれば）、有価証券報告書、四半期報告書、臨時報告書及び自己株式買取状況報告書並びにそれらの訂正届出書又は訂正報告書（これらの添付書類を含む。以下「開示書類」という。）は、金融商品取引法、関連諸法令及び諸規則に従って適切に作成されたものであり、重大

な事項について虚偽の記載はなく、かつ記載すべき重要な事項又は誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載は欠けていない。

（２）開示書類において開示されたものを除き、開示書類で開示されている直近の監査済財務諸表の期末日以降、甲及びその企業集団（連結財務諸表規則第４条第１項１号に定める企業集団をいう。以下同じ。）の財政状態又は経営成績に重大な悪影響をもたらす事態は発生しておらず、またかかる事態をもたらすような変化はない。

（３）開示書類において開示されたものを除き、甲及びその企業集団の財政状態又は経営成績に重大な影響を与える可能性のある甲又はその企業集団を当事者とし、又はこれらの財産若しくは資産を対象とする訴訟その他の司法手続又は行政手続は係属も進行もしていない。また、甲が知る限り、かかる司法手続又は行政手続が準備又は検討されている事実は存在せず、また、かかる司法手続又は行政手続は予定又は予測されていない。

（４）甲は、公表されていない事実又は事態であって、それらが公表された場合に甲の株価に重大な影響を及ぼすおそれのある事実又は事態（金融商品取引法第166条第２項所定の重要事実を含むが、これらに限定されない。ただし、開示書類に記載されたもの、及び乙に対し別途開示した事実又は事態は除く。以下同じ。）を関知していない。

（５）甲は、甲及びその企業集団の財政状態及び経営成績に関して重要な事項は全て乙に開示しており、開示された情報は全て真実である。

２．乙は本契約締結日及び効力発生日の前日において甲に対し以下のとおり表明保証する。

（１）乙が、本契約締結日前２年以降効力発生日までに提出した、開示書類は、金融商品取引法、関連諸法令及び諸規則に従って適切に作成されたものであり、重大な事項について虚偽の記載はなく、かつ記載すべき重要な事項又は誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載は欠けていない。

（２）開示書類において開示されたものを除き、開示書類で開示されている直近の監査済財務諸表の期末日以降、乙及びその企業集団の財政状態又は経営成績に重大な悪影響をもたらす事態は発生しておらず、またかかる事態をもたらすような変化はない。

（３）開示書類において開示されたものを除き、乙及びその企業集団の財政状態又は経営成績に重大な影響を与える可能性のある乙又はその企業集団を当事者とし、又はこれらの財産若しくは資産を対象とする訴訟その他の司法手続又は行政手続は係属も進行もしていない。また、乙が知る限り、かかる司法手続又は行政手続が準備又は検討されている事実は存在せず、また、かかる司法手続又は行政手続は予定又は予測されていない。

（４）乙は、公表されていない事実又は事態であって、それらが公表された場合に乙の株価に重大な影響を及ぼすおそれのある事実又は事態を関知していない。

（５）乙は、乙及びその企業集団の財政状態及び経営成績に関して重要な事項はすべて甲に開示しており、開示された情報は全て真実である。

３．甲及び乙は、前各項に定める表明及び保証が真実と異なることを知った場合又は効力発生日までに真実と異なることとなることを知った場合には、直ちに相手方に対しその旨を伝えるものとする。

第７条（効力発生日）

本株式交換の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、平成25年５月13日とする。ただし、本株式交換の手続進行上の理由その他の事由により必要な場合には、会社法第790条の定めるところに従い、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

第８条（自己株式の消却）

乙は、基準時において乙が所有する自己株式の全て（本株式交換に際して行使される会社法第785条１項に定める反対株主の株式買取請求に係る買取りによって取得する自己株式を含む。）を、効力発生日（変更後のものを含む。以下同じ。）の前日までに開催する乙の取締役会決議により、基準時において消却するものとする。

第９条（株式交換承認株主総会）

甲及び乙は、平成25年４月８日にそれぞれ臨時株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する承認を求める。ただし、甲と乙との合意によりこの開催日を変更することができる。

第10条（会社財産の管理等）

１．甲及び乙は、本契約の締結後、効力発生日までの間において、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理を行い、通常の業務執行に伴うものを除き、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め甲及び乙が協議の上、これを行うものとする。

２．乙は、本契約締結日以降、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならないものとする。

第11条（本契約の変更又は解除）

本契約締結日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産又は経営状態に重要な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合、相手方が本契約に定める事項に違反した場合、又は相手方が第６条に定める表明及び保証事由に違反した場合には、甲及び乙が協議の上、本契約を変更又は解除することができる。

第12条（本契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかの場合には、その効力を失う。

（１）甲又は乙のいずれかにおいて第９条に定める株主総会の承認が効力発生日の前日までに得られない場合。

（２）法令に定める関係官庁等の承認等が効力発生日の前日までに得られない場合。

第13条（規定外事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に関して必要な事項については、本契約の趣旨に従って甲及び乙が協議の上、決定する。

上記を証するため本書２通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名捺印の上、各１通保有する。

平成25年２月８日

甲：　［住所］東京都港区赤坂八丁目10番24号
［商号］Ｏａｋキャピタル株式会社
［代表者］代表取締役会長兼CEO　竹井　博康

乙：　［住所］東京都港区南青山一丁目１番１号
［商号］株式会社ナノ・メディア
［代表者］代表取締役社長　柳本　孝志

３．交換対価の相当性に関する事項

（１）　本株式交換に係る割当ての内容

	当社 （株式交換完全親会社）	ナノ・メディア （株式交換完全子会社）
本株式交換に係る割当ての内容	1	282
本株式交換により交付する株式数	普通株式：16,882,776株（予定）	

（注１）株式の割当比率

ナノ・メディアの株式１株に対して、当社株式282株を割当て交付いたします。なお、上記株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上、変更することがあります。

（注２）本株式交換により交付する当社の株式数

当社は、本株式交換に際して、本株式交換により当社がナノ・メディアの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）のナノ・メディアの株主名簿に記載又は記録されたナノ・メディアの株主の皆様に対し、ナノ・メディアの普通株式に代わり、その所有するナノ・メディアの普通株式数の合計に282を乗じて得られる数の当社普通株式を交付する予定です。また、本株式交換により交付する株式は、すべて新たに普通株式を発行することにより対応する予定であります。なお、ナノ・メディアは、本招集通知発送日において現在自己株式を保有しておりませんが、仮に基準時までに自己株式を取得することがある場合には、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において有するすべての自己株式を消却する予定です。なお、交付する株式数は、ナノ・メディアの自己株式の消却等の理由により、今後修正される可能性があります。

（注３）単元未満株式の取扱い

本株式交換の効力発生に伴い、当社の単元未満株式を所有することとなるナノ・メディアの株主の皆様においては、当社の単元未満株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、単元未満株式は金融商品取引所市場において売却することはできません。

１．単元未満株式の買取制度

会社法第192条第１項の規定に基づき、当社の単元未満株式を所有する株主の皆様が当社に対し、所有されている単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

２．単元未満株式の買増制度

会社法第194条第１項の規定及び当社の定款の定めに基づき、当社の単元未満株式を所有する株主の皆様が、所有されている単元未満株式と併せて１単元となる数の株式を当社から買い増すことができる制度です。

（２） 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

① 算定の基礎

本株式交換の株式交換比率（以下「本株式交換比率」といいます。）の公正性・妥当性を確保するため、当社は清和コンサルティング株式会社（以下「清和コンサルティング」といいます。）を本株式交換比率の算定に関する第三者算定機関として選定いたしました。

清和コンサルティングは、市場株価法、類似会社比準法、ＤＣＦ法及び修正簿価純資産法それぞれについて検討した結果、本株式交換比率の算定に最も適した評価法であると判断し市場株価法を採用いたしました。

市場株価法では、本株式交換契約締結日である平成25年２月８日の前日である平成25年２月７日を評価基準日として、評価基準日の終値、評価基準日以前の１か月、３か月、６か月の終値平均を採用しました。

なお、類似会社比準法については、当社の中核事業である投資事業は、株式市場の変動要因による影響が極めて大きく、合理的な業績予想の算定が困難であるため、類似会社も将来予測を開示していないなど、同業他社との比較が困難であること、また、ナノ・メディアにおいても４期連続の経常損失、５期連続の当期純損失を計上し、当期の業績予想も赤字であるなど、財務的に特異な状況であるため、同業他社との比較が困難であることに鑑み、本手法は不採用といたしました。

ＤＣＦ法につきましては、当社の中核事業である投資事業は、株式市場の変動要因による影響が極めて大きく、合理的な業績予想の算定が困難であること、また、ナノ・メディアにおいても４期連続の経常損失、５期連続の当期純損失を計上し、当期の業績予想も赤字であるなど、将来獲得される収益力の評価を行うことが困難であることから、本手法は不採用といたしました。

修正簿価純資産法につきましては、算定結果が必ずしも当該企業の将来の収益力を正しく反映するものではないため、不採用といたしました。

当社の１株当たりの株式価値を１とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

評価方法	交換比率の算定レンジ
市場株価法	239～265

清和コンサルティングは、株式交換比率の算定に際して、両社から入手した情報及び清和コンサルティングが検討の対象としたすべての情報は正確かつ完全であることを前提としており、その正確性あるいは完全性に関する独自の調査・検証は行っていないこと、両社の株式価値に重大な影響を与える事実はすべて開示されていることを前提としていること、清和コンサルティングは両社の個別の資産及び負債の分析及び評価あるいは第三者機関からの鑑定又は査定の提供を受けておらず、両社は清和コンサルティングへこれらに関する評価書あるいは鑑定書を提出していない旨の留保が付されております。また、清和コンサルティングは、両社の株式について、株式交換比率算定書の作成日以降の将来どのような価格で取引されるかという点になんら意見を述べるものではなく、本算定書の内容は、具体的明記がある場合を除き、今後起こりうる支配権の変更を伴う取引による影響を考慮したものではないとしております。

一方、ナノ・メディアは株式会社ＢＥ１総合会計事務所（以下「ＢＥ１総合会計事務所」といいます。）を本株式交換比率の算定に関する第三者算定機関として選定いたしました。

ＢＥ１総合会計事務所は、ナノ・メディアと当社の両社について市場株価法及び類似会社比準法を採用して算定を行いました。

市場株価法では、本株式交換契約締結日である平成25年２月８日の前日である平成25年２月７日を評価基準日として、評価基準日の終値、ナノ・メディアによる代表取締役交代の公表日（平成25年１月25日）の翌営業日である平成25年１月28日から評価基準日の終値の単純平均、及び評価基準日以前の１か月の終値平均を採用しました。

なお、ＤＣＦ法については、ナノ・メディアは事業計画が存在するものの５期連続して赤字計上しており、当該計画の達成見込は不明であり、ＤＣＦ法を使用することは困難であると判断いたしました。また、当社の中核事業である投資事業は、株式市場の変動要因による影響が極めて大きく、合理的な業績予想の算定が困難であり、ＤＣＦ法に使用するに適当な計画が存在いたしませんでした。よって、ＤＣＦ法は不採用といたしました。

当社の１株当たりの株式価値を１とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

評価方法	交換比率の算定レンジ
市場株価法	239～255
類似会社比準法	277～302

ＢＥ１総合会計事務所は、株式交換比率の算定に際して、両社から入手した情報及びＢＥ１総合会計事務所が検討の対象としたすべての情報は正確かつ完全であることを前提としており、その正確性あるいは完全性に関する独自の調査・検証は行っていないこと、両社の株式価値に重大な影響を与える事実はすべて開示されていることを前提としていること、ＢＥ１総合会計事務所は両社の個別の資産及び負債の分析及び評価あるいは第三者機

関からの鑑定又は査定の提供を受けておらず、両社はＢＥ１総合会計事務所へこれらに関する評価書あるいは鑑定書を提出していない旨の留保が付されております。また、ＢＥ１総合会計事務所は、両社の株式について、株式交換比率算定書の作成日以降の将来どのような価格で取引されるかという点になんら意見を述べるものではなく、本算定書の内容は、具体的明記がある場合を除き、今後起こりうる支配権の変更を伴う取引による影響を考慮したものではないとしております。

② 算定の経緯

当社及びナノ・メディアは、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、各社の財務状況、業績動向及びナノ・メディアの潜在成長性を総合的に勘案の上、両社間で交渉・協議を重ねました。

その結果、当社及びナノ・メディアは、それぞれ上記（１）に記載の株式交換比率は妥当であり、本株式交換を行うことがそれぞれの株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、平成25年２月８日に開催された当社及びナノ・メディアの取締役会において本株式交換の交換比率を決定し、同日、両社間で本株式交換契約を締結いたしました。

③ 算定機関との関係

当社の第三者算定機関である清和コンサルティングは、当社及びナノ・メディアの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

また、ナノ・メディアの第三者算定機関であるＢＥ１総合会計事務所は、ナノ・メディア及び当社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

④ 公正性を担保するための措置

本株式交換に際して、公正性を担保することを目的として、当社は、当社及びナノ・メディアからも独立した第三者算定機関である清和コンサルティングに株式交換比率の算定を依頼しております。なお、当社は、上記第三者算定機関より、合意された株式交換比率が当社の株主の皆様にとって財務的見地より妥当である旨の意見書（いわゆるフェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

一方、ナノ・メディアは、ナノ・メディア及び当社からも独立した第三者算定機関であるＢＥ１総合会計事務所に株式交換比率の算定を依頼しております。ナノ・メディアは、上記第三者算定機関より、合意された株式交換比率がナノ・メディアの株主の皆様にとって財務的見地より妥当である旨の意見書（いわゆるフェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

当社及びナノ・メディアは、第三者算定機関による算定結果を踏まえ、両社で協議及び交渉を行ってまいりました。平成25年２月８日の両社の取締役会において、本株式交換比率は両社の株主の皆様にとり妥当なものであると判断し、上記（１）「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率により本株式交換を行うことを合意いたしました。なお、本株式交換を行うことを決議した当社の取締役会及びナノ・メディアの取締役会のいずれにおきましても、本株式交換の相手方の役員又は従業員を兼務する者はなく、いずれも全取締役の出席する取締役会において、全員一致により決議をしております。

また、ナノ・メディアにおいては、以下の理由により、当社及びナノ・メディア並びにナノ・メディアの親会社であるウェルネットから独立性の高い、外部の有識者である増渕勇一郎氏（弁護士、ＡＺＸ総合法律事務所）、坂本朋博氏（弁護士、公認会計士、坂朋法律事務所）及び大平健司氏（公認会計士）の３名から構成される第三者委員会を設置し、当該委員会に対して、①本株式交換の目的の正当性、②本株式交換の手続の適正性、③本株式交換比率の妥当性について諮問したところ、第三者委員会より、①本株式交換の目的は正当であると認められる、②本株式交換の手続は適正であると認められる、③本株式交換比率は妥当であると認められるとする答申を得たことを踏まえて、ナノ・メディア取締役会にて本株式交換契約の締結を決議いたしました。すなわち、ナノ・メディアの支配株主であるウェルネットは、本株式交換比率がナノ・メディアに少しでも有利になることを期待するインセンティブを共有している点で、ウェルネットと他のナノ・メディアの少数株主との間で利益相反状況にはなく、かえって利害関係が一致する関係にありますが、支配株主の存在するナノ・メディアの少数株主の権利の保護に万全を期すために念のため当社及びナノ・メディア並びにナノ・メディアの親会社であるウェルネットから独立性の高い、外部の有識者により構成される第三者委員会を設置し、上記諮問事項について諮問を行い、当該委員会による答申を踏まえて、本株式交換契約の締結を決議することといたしました。

なお、上記ナノ・メディア取締役会においては、監査役３名のうち、東京証券取引所の定める独立役員である監査役１名から、本株式交換比率の決定に際しては、ナノ・メディアの純資産価格をより強く反映させるべきであり、株式交換比率の点において、ナノ・メディアの株主保護の観点から、必ずしも十分でない旨の意見が述べられましたが、ナノ・メディア取締役会において、①本株式交換比率の妥当性を判断するために、必ずしも純資産をより重視すべき合理性はなく、②本算定書の算定結果及び近年の上場企業同士の株式交換におけるプレミアム率（なお、完全子会社化される会社についてＰＢＲが１を下回る場合であっても、特段プレミアム率が高くなる傾向は認められない）を総合的に考慮して、かかる事情は、特に本株式交換の公正性を損なう事情とならないとの判断がなされており、第三者委員会もかかる判断を尊重しております。

（３）当社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換に際して増加する当社の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は以下のとおりです。当該資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、当社の財務状況、資本政策その他の諸事情を総合的に判断した上で決定したものであり、相当であるものと考えております。

資本金　　０円
資本準備金　会社計算規則第39条に定める株主資本等変動額
利益準備金　０円

４．株式交換に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

５．ナノ・メディアの最終事業年度に係る計算書類等の内容

ナノ・メディアの最終事業年度に係る計算書類等の内容につきましては、後記19頁から45頁までに記載のとおりであります。

６．ナノ・メディアの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

７．当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

（１）第三者割当による新株式の発行

当社は、平成24年10月22日開催の当社取締役会において、以下のとおり、第三者割当による新株式の発行を決議しております。

＜新株式の概要＞

①	払込期日	平成24年11月８日
②	発行新株式数	当社普通株式　1,430,000株
③	発行価額	１株につき70円
④	調達資金の額	100,100,000円（差引手取概算額　96,480,000円）
⑤	募集又は割当方法及び割当先	第三者割当の方法により、山崎光博氏にすべてを割り当てます。

（２）第三者割当による第７回新株予約権の発行

当社は、平成24年10月22日開催の当社取締役会において、以下のとおり、第三者割当による第７回新株予約権の発行を決議しております。

＜本新株予約権の概要＞

①	割当日	平成24年11月８日
②	新株予約権の総数	715個
③	発行価額	総額5,880,875円（新株予約権１個当たり8,225円）
④	当該発行による潜在株式数	7,150,000株
⑤	資金調達の額	506,380,875円（差引手取概算額　499,070,875円） （内訳）新株予約権発行分　5,880,875円 新株予約権行使分　500,500,000円
⑥	行使価額	１株当たり70円
⑦	募集又は割当方法及び割当先	ⅰ割当方法 第三者割当の方法によります。 ⅱ割当先 Asia Equity Value LTD.　572個 山崎光博氏　143個

事　業　報　告

（平成23年４月１日から
平成24年６月30日まで）

１．会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、依然として厳しい状況にあるものの、復興関連需要などから国内需要が堅調に推移するもとで、緩やかに回復しつつあります。しかしながら、欧州政府債務危機懸念や長期化する円高、電力供給の制約など、先行きはなお不透明な状況にあります。

当社の事業ドメインであるモバイル市場においては、平成23年度（平成23年４月から平成24年３月まで）の国内携帯電話端末の総出荷台数は4,274万台で、うちスマートフォンの出荷台数は前年比2.8倍増の2,417万台となり、総出荷台数の56.6％を占め、平成24年度（平成24年４月から平成25年３月まで）については、総出荷台数が4,060万台、うちスマートフォンは2,790万台で68.7％を占めると予測されており（出所：株式会社MM総研［ 東京・港 ］）、今後もフィーチャーフォンからスマートフォンへの移行は加速していくものと想定されます。

このような状況下、当社は、新たな収益基盤、成長事業の早期確立をテーマとし、スマートフォン向け決済機能、認証機能および会員管理機能を有する独自プラットフォーム『デジタルプラットフォーム』の開発、およびスマートフォン対応への取り組みに注力してまいりました。

また、コスト構造の再構築の一環として希望退職者の募集を実施するとともに、さらなるコスト削減等にも取り組んでまいりましたが、フィーチャーフォン向けサービスにおいてスマートフォンへの移行が急速に進んでいることにより課金会員数の減少が継続していること、新規事業への先行投資が増加したこと等から、これらを補うまでにはいたりませんでした。

○事業別の状況

（エンタテインメント事業）

当事業におきましては、主要サービスであるアーティスト・タレントのモバイルサイト運営について積極的な営業活動を行い、既存コンテンツの充実ならびにスマートフォンへの対応を推進いたしました。

具体的な取り組みとしまして、既存サイトにおいては、きせかえコンテンツ等ダウンロードコンテンツの充実やECの積極展開を、また、新規アーティスト・タレントの獲得にも努め、９月には株式会社ワタナベエンターテインメントの２サイト『WE！ワタナベタウン』『ワタナベお笑いモバイル』を、３月には「青文字系」と呼ばれるファッション誌で活躍するモデル「きゃりーぱみゅぱみゅ」の『きゃりーファンサイト』等を立ち上げ運営しております。

スマートフォン向けサービスにおいては、『こびとづかん』『AKB48 TeamOgi』等のスマートフォン向けアプリを相次いでリリースしました。また、独自プラットフォーム『デジタルプラットフォーム』において、11月に『BUCK-TICK』等のスマートフォン対応サイトを立ち上げ、４月には株式会社ソニー・ミュージックアーティスツと提携し、スマートフォンやPCなどのマルチデバイスに対応した、会員向けアーティスト情報提供サービス『NEVAEH』（ネバー）の提供を開始いたしました。

一方、課金会員数は、前期に不採算サイトからの撤退を実施したことおよびスマートフォンへの移行が急速に進んだこと等により、減少いたしました。

以上により、当事業の売上高は1,608百万円、営業利益は342百万円となりました。

（ソリューション事業）

当事業におきましては、企業向けにモバイル分野における各種開発やソリューションの提供を行っております。引き続き、大手通信販売会社向けのモバイルECサイトの構築・運用、大手食品メーカー向けや外食チェーン店向けのモバイルプロモーションの企画・制作・運用等の案件を受託しており、スマートフォン対応も行ったことにより、受託の範囲を広げることができました。また、新規顧客の獲得にも努め、大手製薬会社のモバイルサイトの構築を行い、企画・制作等の案件を受託しております。

一方、キャリア向けアプリケーション開発受託案件の受注減少により、利益が減少しました。

以上により、当事業の売上高は517百万円、営業利益は83百万円となりました。

以上の結果、全社費用等を含め当事業年度における売上高は2,139百万円、営業損失は185百万円となりました。

また、営業外収益に過年度における会社資金の不正支出に対する損害賠償金の回収金額の一部と受取配当金を合わせて15百万円を計上し、経常損失は169百万円、特別利

益に投資有価証券の売却益49百万円、特別損失に人員合理化に伴う特別退職一時金48百万円と固定資産の減損損失44百万円を計上し、当期純損失は221百万円となりました。

なお、当社は平成23年９月９日開催の臨時株主総会の決議に基づき、事業年度の末日を６月30日とする決算期の変更を行いました。これにより、当事業年度は、平成23年４月１日から平成24年６月30日までの15か月の変則決算となっております。したがって、対前期増減率につきましては記載しておりません。

当社は、利益配分を重要な経営課題として認識しておりますが、当事業年度は、当期純損失を計上する結果となり、今後収益力の向上を図り黒字転換することが当社の最優先課題との認識のもと、まずは企業体質の強化を図る必要があることから、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。

今後につきましては、業績の改善を図りつつ、毎期の業績と財政状況を勘案し、配当による株主への利益還元を検討してゆく所存であります。

(2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資総額は43百万円となりました。

その主なものは、その他事業におけるデジタルプラットフォーム案件に係るもの24百万円であります。

(3) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第11期 平成21年３月期	第12期 平成22年３月期	第13期 平成23年３月期	第14期 当連結会計年度 平成24年６月期
売上高（千円）	3,799,518	－	－	－
経常損益（千円）	△415,223	－	－	－
当期純損益（千円）	△1,098,233	－	－	－
１株当たり当期純損益（円）	△18,344.24	－	－	－
総資産（千円）	3,754,155	－	－	－
純資産（千円）	3,237,674	－	－	－
１株当たり純資産額（円）	54,080.22	－	－	－

（注）１．１株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
２．当社では第12期より子会社が存在しないため、連結計算書類を作成しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第11期 平成21年３月期	第12期 平成22年３月期	第13期 平成23年３月期	第14期 当事業年度 平成24年６月期
売上高（千円）	2,652,499	2,539,272	2,318,303	2,139,409
経常損益（千円）	△307,151	△106,491	△196,962	△169,114
当期純損益（千円）	△1,078,962	△98,474	△251,210	△221,513
１株当たり当期純損益（円）	△18,022.35	△1,644.86	△4,196.07	△3,700.03
総資産（千円）	3,754,155	3,596,386	3,274,189	2,991,143
純資産（千円）	3,237,674	3,139,199	2,887,989	2,702,190
１株当たり純資産額（円）	54,080.22	52,435.36	48,239.28	45,135.81

（注）１株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社はウェルネット株式会社であり、同社は当社の議決権を59.67%所有しております。

同社は、当社とコンテンツ等の権利保有者で行っているモバイルサイト課金ビジネスにおいて、権利保有者と当該ビジネスにおける代金の回収代行契約を締結しております。当該回収代金については、当社と権利保有者との契約に基づき、当社に入金されることとなっております。

また、これに加え同社従業員を出向社員として受け入れております。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

早急に対処すべき課題としては、売上の拡大ならびに効率経営を実施し、収益力の向上を図ることと認識しております。これらを実施するために具体的な施策に着手してまいります。

モバイルコンテンツビジネス市場は急激に変化してきており、今後、売上を伸ばしていくには、顧客の維持・新規獲得に加え、顧客単価を上げていくことが必須と考えております。新技術や新サービスにも着目し、積極的に対応することにより、新たな付加価値を生むサービスを提供し、ビジネス規模の拡大を目指します。

市場環境が急激に変化する中、業界動向を把握し提供サービスや商品に反映することは重要な課題と認識しております。特にスマートフォンを始めとする新規デバイスの動向、ユーザーに支持されるコンテンツやサービス等に注視し把握、分析することにより、他社に先駆けたサービスや商品提供に努めてまいります。

また、市場環境に対応すべく優秀な人材の確保は重要な課題と認識しております。特にスマートフォンをはじめとしたマルチデバイス向けのコンテンツ企画・提案力、サイトディレクションや運営する能力、新規ビジネスを構築できる能力等を有する人材を育成すべく、社内教育（OJT）等を強化してまいります。

(6) 主要な事業内容（平成24年６月30日現在）

・モバイル端末向けエンタテインメント系コンテンツの配信事業
・企業向けモバイルサイト構築および運用等

(7) 主要な営業所及び工場（平成24年６月30日現在）

本　　社	東京都港区

(8) 使用人の状況（平成24年６月30日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
60名	36名減	35.5歳	4.2年

（注）１．使用人数は就業人数（社外から当社への出向者を含み、当社から社外への出向者を除く）であり、臨時使用人は含まれておりません。
なお、臨時使用人の年間の平均雇用人員数は６名であります。
２．使用人には使用人兼務取締役は含まれておりません。

２．会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　150,000株

(2) 発行済株式の総数　59,868株

(3) 当事業年度末の株主数　2,936名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
ウェルネット株式会社	35,724株	59.67%
白石　和弘	1,895	3.16
大川　徹	1,360	2.27
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	740	1.23
株式会社日刊編集センター	414	0.69
株式会社アートバンク	300	0.50
株式会社スマート・エックス	300	0.50
出口　保幸	274	0.45
佐々木　陽子	241	0.40
小田　康夫	192	0.32

３．新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に当社使用人等に対して職務執行の対価として使用人等に対し交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（平成24年６月30日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
星野　洋	代表取締役社長 経営管理部門分掌	
石井知紀	取締役 営業部門分掌	
柳本孝志	取締役	ウェルネット株式会社 取締役会長
宮澤一洋	取締役	ウェルネット株式会社 代表取締役社長
小澤幹人	取締役	ウェルネット株式会社 取締役
園田義忠	常勤監査役	
美澤臣一	監査役	コ・クリエーションパートナーズ 株式会社 代表取締役社長
猪飼俊哉	監査役	ウェルネット株式会社 取締役

(注) １．取締役柳本孝志氏、取締役宮澤一洋氏および取締役小澤幹人氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。

２．常勤監査役園田義忠氏、監査役美澤臣一氏および監査役猪飼俊哉氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。

３．監査役美澤臣一氏は長年にわたり財務分野の業務に携わっており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

４．ウェルネット株式会社は、当社の議決権の59.67%を所有している、当社の親会社であります。

５．当社は監査役美澤臣一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

６．当事業年度中の取締役および監査役の異動は次のとおりであります。

①平成23年９月９日開催の臨時株主総会終結の時をもって、取締役花嶋志郎氏、取締役新宮達史氏および取締役福岡智彦氏は辞任により退任いたしました。なお、退任時の担当及び重要な兼職状況は、取締役花嶋志郎氏については経営管理部門長、取締役新宮達史氏については伊藤忠商事株式会社通信・モバイルビジネス部長、取締役福岡智彦氏については、バウンディ株式会社代表取締役社長であります。

②平成23年９月９日開催の臨時株主総会終結の時をもって、監査役鈴木寿氏および監査役数面浩尚氏は辞任により退任いたしました。また、同臨時株主総会において監査役石垣晃嗣氏は任期満了となり退任いたしました。なお、退任時の重要な兼職状況は、監査役数面浩尚氏については、伊藤忠商事株式会社の機械・情報事業統括室長代行であります。

７．宮澤一洋氏は、平成24年７月１日付で当社取締役会長に就任しております。

(2) 取締役、監査役ごとの報酬等の総額

・当事業年度に係る役員の報酬等の総額

区　　分	支　給　人　数	報　酬　等　の　額
取　締　役	９名	44百万円
監　査　役	６名	17百万円
合　　計	15名	61百万円

(注) １．上記の人員数には、平成23年６月24日開催の定時株主総会終結の時をもって退任された取締役１名、平成23年９月９日開催の臨時株主総会終結の時をもって退任した取締役３名および監査役３名を含んでおります。

２．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

３．取締役の報酬限度額は、平成16年６月24日開催の第６回定時株主総会において年額100百万円以内（使用人兼務役員の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

４．監査役の報酬限度額は、平成18年６月23日開催の第８回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職に関する事項

・取締役を退任した新宮達史氏は、退任時において伊藤忠商事株式会社の通信・モバイルビジネス部長でありました。なお、伊藤忠商事株式会社と当社との間に特別の関係はありません。

・取締役を退任した福岡智彦氏は、退任時においてバウンディ株式会社の代表取締役社長でありました。なお、バウンディ株式会社と当社との間に特別の関係はありません。

・取締役柳本孝志氏は、ウェルネット株式会社の取締役会長であり、ウェルネット株式会社は、当社の議決権の59.67％を所有している、親会社であります。

・取締役宮澤一洋氏は、ウェルネット株式会社の代表取締役社長であり、ウェルネット株式会社は、当社の議決権の59.67％を所有している、親会社であります。

・監査役を退任した数面浩尚氏は、退任時において伊藤忠商事株式会社の機械・情報事業統括室長代行でありました。なお、伊藤忠商事株式会社と当社との間に特

別の関係はありません。

・監査役美澤臣一氏は、コ・クリエーションパートナーズ株式会社の代表取締役社長であり、コ・クリエーションパートナーズ株式会社と当社との間に特別の関係はありません。

・監査役猪飼俊哉氏は、ウェルネット株式会社の取締役であり、ウェルネット株式会社は、当社の議決権の59.67％を所有している、親会社であります。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職に関する事項

・取締役小澤幹人氏は、ウェルネット株式会社の取締役であり、ウェルネット株式会社は、当社の議決権の59.67％を所有している、親会社であります。

③ 当事業年度における主な活動状況

・取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会（31回開催）		監査役会（21回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役新宮達史	9回	90.0％	－	－
取締役福岡智彦	10	100.0	－	－
取締役柳本孝志	18	85.7	－	－
取締役宮澤一洋	18	85.7	－	－
取締役小澤幹人	18	85.7	－	－
監査役鈴木寿	9	90.0	10回	100.0％
監査役石垣晃嗣	10	100.0	10	100.0
監査役数面浩尚	9	90.0	9	90.0
監査役園田義忠	21	100.0	11	100.0
監査役美澤臣一	31	100.0	21	100.0
監査役猪飼俊哉	18	85.7	11	100.0

（注）１．上記取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が２回ありました。

２．取締役新宮達史氏、福岡智彦氏および監査役鈴木寿氏、石垣晃嗣氏、数面浩尚氏は平成23年９月９日開催の臨時株主総会終結の時をもって退任されているため、取締役会の開催回数が全開催回数と異なっております。なお、退任までの取締役会の開催回数は10回であります。また、取締役柳本孝志氏、宮澤一洋氏、小澤幹人氏および監査役園田義忠氏、猪飼俊哉氏は同臨時株主総会において選任されたため、取締役会の開催回数が全開催回数と異なっております。なお、就任後の取締役会の開催回数は21回であります。

３．監査役鈴木寿氏、石垣晃嗣氏、数面浩尚氏は平成23年９月９日開催の臨時株主総会終結の時をもって退任されているため、監査役会の開催回数が全開催回数と異なっております。なお、退任までの監査役会の開催回数は10回であります。また、監査役園田義忠氏、猪飼俊哉氏は同臨時株主総会において選任されたため、監査役会の開催回数が全開催回数と異なっております。なお、就任後の監査役会の開催回数は11回であります。

・取締役会および監査役会における発言状況

取締役新宮達史氏、福岡智彦氏、柳本孝志氏、宮澤一洋氏および小澤幹人氏は、出席した取締役会の審議に関して必要な発言を適宜行っております。

監査役鈴木寿氏、石垣晃嗣氏、数面浩尚氏、園田義忠氏、美澤臣一氏および猪飼俊哉氏は、それぞれ出席した取締役会、監査役会の審議に関して必要な発言を適宜行っております。

④　責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役ならびに各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役柳本孝志氏、宮澤一洋氏および小澤幹人氏は1,000万円または法令が定める額のいずれか高い額、常勤監査役園田義忠氏、監査役美澤臣一氏および猪飼俊哉氏は1,000万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

なお、退任した取締役および監査役についても、同上の内容で契約を締結しておりました。

⑤　社外役員の報酬等の総額

	支給人数	報酬等の額	親会社又は当該親会社の子会社からの役員報酬等
社外役員の報酬等の総額	11名	22百万円	71百万円

５．会計監査人に関する事項

(1) 名称　　有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支　　払　　額
当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

６．業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する体制

① 取締役、使用人が法令および定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように「ナノ・メディア企業行動基準」および「ナノ・メディアグループコンプライアンスプログラム」を定めます。また、その徹底を図るためコンプライアンス体制を構築し、コンプライアンス責任者のもとコンプライアンスの維持・向上を図るための啓蒙・教育の徹底、定期的なモニターを実施します。

② さらにコンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報のために、ホットラインを設置し、通報者の保護を徹底した内部通報制度を運用します。

③ 社長直轄の内部監査室を置きます。その内部監査室が、内部監査規程に基づき定期的に実施する内部監査を通じて、業務実施状況の実態を把握し、すべての業務が法令、定款および社内諸規程に準拠して適正、妥当かつ合理的に実行されているかを監査し、その結果を社長（取締役会）および監査役に報告することとします。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

① 当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が組織分掌・権限責任規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令および文書管理規程等に基づき、定められた期間保存し、管理します。

② 取締役および監査役は、いつでも必要な情報を閲覧し、入手することができる体制を構築します。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、リスク管理規程を定め同規程に基づくリスク管理体制を構築するものとします。

② 事業上のリスクとして、信用リスク、投資リスク、システムリスク、コンプライアンスリスク、情報セキュリティリスク等を認識し、必要に応じて個々のリスクに対応する社内規程、マニュアル等を整備し、定期的に見直しを行うものとします。全社的なリスクを総括的に管理する部署は経営管理部とし、コンプライアンスリスク、情報セキュリティリスクについては横断的な専管組織を設置します。

③　不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チームおよび顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整えることとします。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月１回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとします。取締役会において業務執行に関する会社の意思を決定し、かつ代表取締役および取締役の業務執行を監督します。また、常勤取締役、常勤監査役、部門長、事業部長、経営管理部長等によって毎週開催されるマネジメントコミティにおいて、業務執行状況の把握と問題の検討、取締役会決議事項の事前審査等を行っています。

②　取締役会の決定に基づく業務執行については、組織分掌・権限責任規程においてそれぞれの責任者およびその責任、執行手続の詳細について定めることとします。

(5) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

①　グループ会社における業務の適正を確保するため、経営管理および内部統制に関する担当部署を設置し、グループ会社の事業を所管する事業部門と連携し、グループ会社における内部統制の実効性を高める施策を実施するものとします。

②　グループ会社管理規程を定め、同規程に従い、当社への決裁・報告制度によるグループ会社の経営管理を行うものとし、必要に応じモニタリングを行うものとします。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

①　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができることとします。

②　取締役により指名された使用人が監査役を補助する期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとします。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は、取締役会、マネジメントコミティ、その他必要と思われる重要な会議に出席し、取締役、使用人からその職務の執行状況を聴取し、関係書類を閲覧することができるものとします。

② 取締役および使用人は当社およびグループ会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとします。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができることとします。

③ 内部通報制度による通報情報や不正事故等の事故情報についても、経営管理部門長が社長、監査役へ報告することとします。

④ 監査役は、社長、内部監査担当、会計監査人、グループ会社の監査役とそれぞれ情報交換に努め、連携して当社およびグループ会社の監査の実効性を確保するものとします。

貸借対照表

（平成24年6月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**2,784,408**	**流動負債**	**258,723**
現金及び預金	2,508,985	買掛金	182,101
売掛金	253,983	未払金	28,428
商品	4,924	未払費用	28,944
仕掛品	430	未払法人税等	2,731
前払費用	14,744	未払消費税等	408
未収入金	1,098	預り金	14,121
その他	2,513	その他	1,988
貸倒引当金	△2,271	**固定負債**	**30,229**
固定資産	**206,734**	繰延税金負債	19,777
有形固定資産	**0**	資産除去債務	10,452
建物	0	**負債合計**	**288,952**
工具、器具及び備品	0	（純資産の部）	
無形固定資産	**25,715**	**株主資本**	**2,666,475**
ソフトウェア	25,187	**資本金**	**1,770,425**
その他	528	**資本剰余金**	**1,467,249**
投資その他の資産	**181,018**	資本準備金	1,104,118
投資有価証券	106,416	その他資本剰余金	363,130
敷金	74,302	**利益剰余金**	**△571,198**
その他	300	その他利益剰余金	△571,198
		繰越利益剰余金	△571,198
		評価・換算差額等	**35,714**
		その他有価証券評価差額金	**35,714**
資産合計	**2,991,143**	**純資産合計**	**2,702,190**
		負債・純資産合計	**2,991,143**

（注）　記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成23年4月１日から
平成24年6月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**2,139,409**
売上原価		**1,258,630**
売上総利益		**880,779**
販売費及び一般管理費		**1,066,326**
営業損失		**185,547**
営業外収益		
受取利息	768	
受取配当金	5,650	
受取和解金	9,977	
その他	50	16,446
営業外費用		
支払利息	1	
為替差損	11	13
経常損失		**169,114**
特別利益		
投資有価証券売却益	49,068	49,068
特別損失		
固定資産除却損	337	
減損損失	44,088	
特別退職金	48,406	92,831
税引前当期純損失		**212,877**
法人税、住民税及び事業税		8,636
当期純損失		**221,513**

（注）　記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成23年４月１日から
平成24年６月30日まで）

（単位：千円）

株主資本	
資本金	
当期首残高	1,770,425
当期変動額	
当期変動額合計	－
当期末残高	1,770,425
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	1,104,118
当期変動額	
当期変動額合計	－
当期末残高	1,104,118
その他資本剰余金	
当期首残高	363,130
当期変動額	
当期変動額合計	－
当期末残高	363,130
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	△349,685
当期変動額	
当期純損失	△221,513
当期変動額合計	△221,513
当期末残高	△571,198
株主資本合計	
当期首残高	2,887,989
当期変動額	
当期純損失	△221,513
当期変動額合計	△221,513
当期末残高	2,666,475
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	－
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	35,714
当期変動額合計	35,714
当期末残高	35,714
評価・換算差額等合計	
当期首残高	－
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	35,714
当期変動額合計	35,714
当期末残高	35,714

（単位：千円）

純資産合計	
当期首残高	2,887,989
当期変動額	
当期純損失	△221,513
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	35,714
当期変動額合計	△185,798
当期末残高	2,702,190

（注）記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの　当事業年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの　移動平均法による原価法を採用しております。

(2)たな卸資産の評価基準及び評価方法

①商　品　移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

②仕掛品　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）　定率法を採用しております。ただし、建物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	３～18年
工具、器具及び備品	２～15年

(2)無形固定資産（リース資産を除く）　定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（２～５年）に基づいております。

(3)リース資産　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

貸倒引当金　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

４．収益及び費用の計上基準

(1)当事業年度末までの進捗部分において成果の確実性が認められる受注契約　工事進行基準（受注制作の進捗率の見積りは原価比例法）

(2)その他の受注契約　検収基準

５．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

６．追加情報

会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号　平成21年12月４日）および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号　平成21年12月４日）を適用しております。

（貸借対照表に関する注記）

１．有形固定資産の減価償却累計額　227,397千円

２．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権　80千円

短期金銭債務　997千円

（損益計算書に関する注記）

１．関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高　116,173千円

仕入高　286千円

営業取引以外の取引による取引高　19,614千円

２．減損損失

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類
本　社 （東京都港区）	事業用資産	建物 工具、器具及び備品 ソフトウェア

(1) 減損損失の認識に至った経緯

事業用資産の収益性が低下したこと等に伴い、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(2) 減損損失の内訳

建物　17,253千円

工具、器具及び備品　13,036千円

ソフトウェア　13,798千円

(3) グルーピングの方法

管理会計上の事業部単位ごとにグルーピングしております。

(4) 回収可能価額の算定方法

事業用資産は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないことから備忘価額により評価しております。

３．特別退職金

平成23年８月８日開催の取締役会決議に基づき実施した希望退職者募集に伴う16名分の特別退職一時金であります。

（株主資本等変動計算書に関する注記）

当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度末の株式数
普通株式	59,868株

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

（流動資産）	
貸倒引当金損金算入限度超過額	863千円
未払事業税	674
繰延税金資産（流動）小計	1,538
評価性引当額	△1,538
繰延税金資産（流動）合計	－千円
（固定資産）	
繰越欠損金	643,525千円
固定資産減価償却限度超過額	1,828
一括償却資産損金算入限度超過額	189
減損損失	17,310
投資有価証券評価損	14,968
その他	2,176
繰延税金資産（固定）小計	679,999
評価性引当額	△679,999
繰延税金資産（固定）合計	－千円

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月２日に公布され、平成24年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.69％から平成24年７月１日に開始する事業年度から平成26年７月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.01％に、平成27年７月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、35.64％となります。この税率変更により、繰延税金負債の金額は2,802千円減少し、その他有価証券評価差額金は2,802千円増加しております。

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、上場株式については市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが３ヶ月以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、各事業部門において主要な取引先の 状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 投資先の事業リスクの管理

当社は、投資有価証券については、定期的に発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成24年６月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）２．参照）。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	2,508,985	2,508,985	－
(2) 売掛金	253,983	253,983	－
(3) 投資有価証券	104,416	104,416	－
(4) 敷金	74,302	73,220	△1,081
資産計	2,941,687	2,940,604	△1,081
(1) 買掛金	182,101	182,101	－
(2) 未払金	28,428	28,428	－
負債計	210,529	210,529	－

（注）１．金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

(4) 敷金

これの時価は、国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負　債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	2,000

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

（関連当事者との取引に関する注記）

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
その他の関係会社	伊藤忠商事㈱	（被所有）直接 48.0	サイト運営受託等	サイトの運営受託（注）２	115,964	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

２．取引条件については、当社と関連を有さない第三者との取引における一般的取引条件と同様に決定しております。

３．伊藤忠商事㈱は、期中において関連当事者に該当しなくなったため、関連当事者であった時点の議決権等の被所有割合及び該当する期間の取引金額を記載しております。

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額　45,135円81銭

２．１株当たり当期純損失　3,700円03銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成24年８月９日

株式会社ナノ・メディア
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　吉　村　孝　郎 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　池　田　　徹 ㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ナノ・メディアの平成２３年４月１日から平成２４年６月３０日までの第１４期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明するところにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査根拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成23年４月１日から平成24年６月30日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担に従い、取締役、内部監査人、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。さらに、財務報告に係る内部統制について、取締役及び有限責任監査法人トーマツから両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日　企業会計審議会）等に準拠して整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

　なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において、財務報告に係る内部統制の重要な欠陥は認識していない旨の報告を有限責任監査法人トーマツから受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年８月14日

株式会社ナノ・メディア　監査役会

常勤社外監査役　園　田　義　忠　㊞

社外監査役　美　澤　臣　一　㊞

社外監査役　猪　飼　俊　哉　㊞

以　上

メ　　モ

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会　場　　東京都港区北青山三丁目６番８号
青山ダイヤモンドホール１階
ダイヤモンドルーム
電話　（03）5467－2111

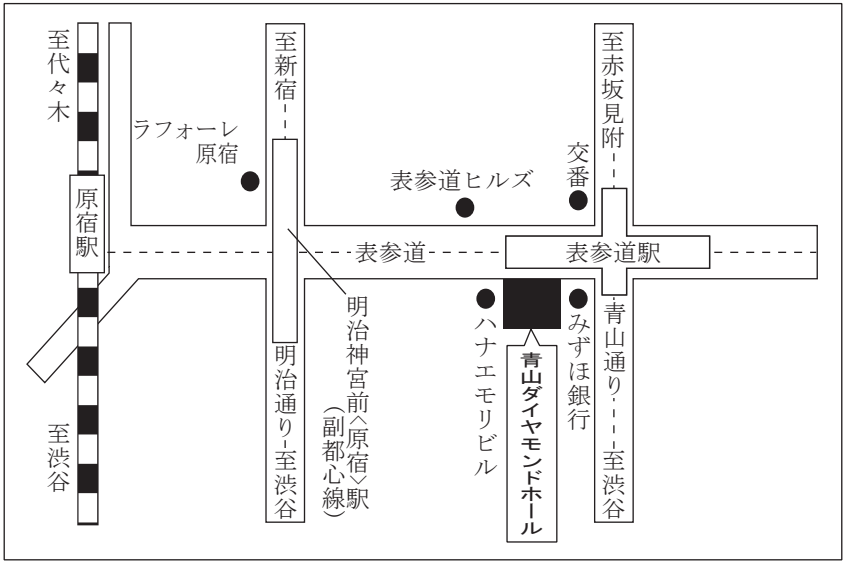

交通機関と所要時間

・地下鉄銀座線・半蔵門線・千代田線表参道駅Ｂ５出口直結
・地下鉄副都心線明治神宮前〈原宿〉駅より徒歩約10分
・ＪＲ山手線原宿駅より徒歩約15分